

5 適用事業所の健康保険適用除外承認申請について

ホームページから様式をダウンロードしていただく場合は、
「No.03 適用除外承認申請書」をご利用ください。

●社会保険の適用事業所になった場合の手続きについて

事業所が法人化した場合や、常勤の従業員が常時5人以上となった場合は、社会保険（健康保険および厚生年金）が適用されますので、本来、医師国保に加入することはできません。任意で社会保険適用となった場合も同様です。

しかし、「健康保険適用除外承認申請書」を年金事業所に提出し承認を得ることによって、健康保険の適用が除外され、医師国保に加入・継続することができます。

⚠️ 適用事業所で、適用除外の手続きを行わず社会保険（健康保険および厚生年金）に加入した事業所が、後から適用除外の承認を受けることはできませんので、ご注意ください。

●適用除外承認申請の流れ

〈従業員の新規加入の場合〉



- ①「適用除外承認申請書」・「資格取得申請届（書）」・「その他の添付書類」を当組合までご送付ください。
- ②当組合で資格要件等を確認後、「適用除外承認申請書」に理事長印を押印し、事業主へご返送します。
- ③「適用除外承認申請書」を※その他必要書類と一緒に、管轄の年金事務所または年金事務センターへご提出ください。
※その他必要書類については、管轄の年金事務所にお問い合わせください。
- ④年金事務所から「健康保険適用除外承認証」が発行されます。
- ⑤「適用除外承認証」の写しを、当組合までFAXまたはご送付ください。
- ⑥被保険者証（保険証）を発行します。なお、適用除外の承認年月日が、当組合の資格取得日となります。

〈法人化などで従業員の新規加入がない場合〉



- ①「適用除外承認申請書」・「事業所各種変更届」・「預金口座振替依頼書」等を当組合までご送付ください。
- ②当組合で「適用除外承認申請書」に理事長印を押印し、事業主へご返送します。
- ③「適用除外承認申請書」を※その他必要書類と一緒に、管轄の年金事務所または年金事務センターへご提出ください。
※その他必要書類については、管轄の年金事務所にお問い合わせください。
- ④年金事務所から「健康保険適用除外承認証」が発行されます。
- ⑤「適用除外承認証」の写しを、当組合までFAXまたはご送付ください。

●注意事項

適用事業所となった場合、年金事務所に「健康保険適用除外承認申請書」と「厚生年金資格取得届」の提出が必要となりますが、それぞれ申請期限が異なりますのでご注意ください。
「適用除外承認申請書」は事実の発生した日から14日以内、「厚生年金資格取得届」は5日以内の提出となります。

【適用事業所について】

事業所や従業員の意思に関係なく、法律により健康保険および厚生年金への加入が定められている事業所を「強制適用事業所」といいます。（法人の事業所、または常時5人以上の従業員を雇用する事業所。）
また、強制適用事業所とならない事業所でも、従業員の半数以上が同意し、厚生労働大臣の認可を受けた場合は「任意適用事業所」になることができます。

ただし、個人事業所の事業主は、健康保険および厚生年金に加入することはできません。